

意見書

平成 20 年 10 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(案)(以下、「報告書案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

大項目	項目	具体的内容
2. 現行のプライスカップについての考え方	(1) 特定電気通信役務の範囲について	
	1) 音声伝送役務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行特定電気通信役務としている音声伝送役務について、利用者の利益に及ぼす影響が依然として大きい電気通信役務と判断し、引き続き特定電気通信役務の対象とすることは適切と考えます。
	2) 専用役務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、特定電気通信役務の対象となっている専用役務の契約回線数が大きく減少していることや、企業通信網がIP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスに移行していること等を考慮した場合、専用役務を特定電気通信役務の対象から外すことは止むを得ないものと考えます。 ・ なお、個々のサービス毎に利用状況、利用者ニーズ等が大きく異なると考えられるため、今後、専用役務以外のサービスを特定電気通信役務の対象から外す検討を行う場合には、個々のサービスの特性を十分に考慮した上で、慎重な判断がなされるべきと考えます。

大項目	項目		具体的内容
			<ul style="list-style-type: none"> また、今回の報告書案では、特定電気通信役務の範囲を狭めることのみ提案されていますが、市場の変化等を考慮すると、特定電気通信役務を追加することについても、更に踏み込んだ判断が必要です。具体的には、後述するように、データ伝送役務を特定電気通信役務の対象に加える省令改正等の必要な措置を行った上で、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT 東西殿」という。)の FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスを直ちに特定電気通信役務の対象に追加するといった措置も行うべきです。
		3)加入者回線サブバスケットについて	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線サブバスケットが、加入者回線部分から市場支配的な状態にある通話料部分への不当な内部相互補助を牽制・抑止するために設けられているという目的を考慮すると、引き続き加入者回線サブバスケットの設定を継続することが必要と考えます。
		4)特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスについては、以下のとおり特定電気通信役務の要件を満たしていると考えられるため、データ伝送役務を特定電気通信役務の対象に加える省令改正等の必要

大項目	項目		具体的内容
			<p>な措置を行った上で、直ちに特定電気通信役務の対象に追加すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - FTTH アクセスサービス及び 0ABJ-IP 電話における NTT 東西殿合計のシェアが共に 70%超^{※1}といった高い水準にあること。 - FTTH アクセスサービス及び 0ABJ-IP 電話は、NTT 東西殿以外の事業者による実質的な代替サービスが十分に提供されていないとともに、加入電話からの移行が不可逆的に行われていること。 - FTTH アクセスサービス及びひかり電話は、それぞれ 1000 万契約超^{※2}、600 万利用番号超^{※1}となっており、現時点で影響を受ける利用者が多いこと。 <p>※1 本年 9 月 17 日付け、総務省殿の報道発表「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」より</p> <p>※2 本年 9 月 16 日付け、NTT 東西殿の報道発表より</p>
		(2) X値算定の際の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な PSTN サービスの契約数やトラフィック量の減少により、今後、PSTN サービスの 1 加入あたりの費用が増加することが想定され、その結果、X 値がマイナスとなり、基準料金指数が上昇するという懸念がありますが、PSTN サービス以外の代替サービスを選択できない利用者を保護

大項目	項目	具体的内容
		<p>する観点から、PSTN サービスの値上げを認めないよう、X 値は少なくとも CPI 連動とし、現状の基準料金指数を維持すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、仮に X 値を CPI 連動とする場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、基準料金指数の低減に努めることは NTT 東西殿における当然の責務であり、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化が進められるべきと考えます。 ・ なお、X 値を CPI と連動させた場合、PSTN から IP 網への移行に伴い、PSTN に係る接続料が上昇し小売料金との逆転現象を起こす可能性が指摘されていますが、そもそも NTT 東西殿の接続料は、競争事業者が競争可能な水準に維持されるべきものであることから、そのような逆転現象が生じることは認められません。従って、そのようなケースにおいては、接続料が小売料金を上回ることはないよう適時適切に接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。
3. 今後の利用者料金政策の在り方について	(1) プライスキャップの対象となるサービスについての考え方	
	1) 指定電気通信役務の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、指定電気通信役務について相対取引が認められていますが、指定電気通信役務における NTT 東西殿の相対取引を用いた反競争的料金設定を避けるためには、バ

大項目	項目		具体的内容
			<p>ンドル料金設定に限らず、単体サービスでの相対取引についても電気通信事業法第 29 条(業務の改善命令)の適用基準を明らかにする等セーフガード措置の更なる明確化や拡充等が必要と考えます。例えば、具体的な対応例として「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」のⅡ 第 3 2 (2)において、同(3)の電気通信事業法上問題となる行為を指定電気通信役務の相対取引においても適用する等の修正を行うことが必要と考えます。</p>
		2) 市場支配力と関連付ける考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状は不可欠性に基づき定められた指定電気通信設備を用いたサービスのみがプライスカップ規制の対象となっていますが、今後予定されている指定電気通信設備制度の包括的見直しでは、不可欠性以外の市場支配力も考慮した見直しが行われるという方向性も示されている(「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」(平成 19 年 9 月 20 日公表)P57～60)ため、その方向で指定電気通信設備制度の見直しが行われた後は、料金規制の在り方の検討についても不可欠性以外の市場支配力も勘案することが必要と考えます。 ・ また、指定電気通信設備制度の包括的な見直しに伴い、指定電気通信設備及びこれに基づく指定電気通信役務の範囲が見直されることから、指定電気通信役務をベー

大項目	項目		具体的内容
			<p>スとした現行の特定電気通信役務の範囲についても見直しが必要になることが想定されますが、消費者保護の観点から少なくとも現行の特定電気通信役務は継続して料金規制の対象とすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、現行の特定電気通信役務との組み合わせにより提供されるバンドルサービスについては、特定電気通信役務の部分の梃子としてバンドルされた特定電気通信役務以外のサービスについても NTT 東西殿の市場支配力が働くことが懸念されるため、そのバンドルサービスの一部が不可欠性のないサービスであったとしても一体として料金規制が適用されるべきと考えます。
		3) 競争評価により画定される市場との関係について	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信役務制度と競争評価は個別の制度であり、報告書案 P31 にも「指定電気通信役務の分析単位の考え方と競争評価の市場画定の双方のアプローチが必ずしも一致するものではなく」とあることから、当然これらの内容や評価結果については個別のものとして捉えるべきと考えます。従って、指定電気通信役務の分析単位の検討にあたり、指定電気通信役務制度とは別の制度である競争評価における市場画定を参照する必要はなく、仮に参照する場合も参考情報として取扱うことにとどめるべきと考えます。

大項目	項目		具体的内容
		4) ユニバーサルサービスと関連付ける考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスキャップ規制の上限設定にあたりサービスのアフォーダビリティを基準とした上限を設定するという手法については、以下の理由により採用が困難であり、プライスキャップ規制によって直接的にアフォーダビリティを確保する必要はないものと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - アフォーダビリティ確保が必要とされる基礎的電気通信役務はプライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務の一部に過ぎないこと。 - アフォーダビリティを基準とした上限を設けることについて、利用者により捉え方が異なることから利用者間でコンセンサスを得ることが難しく、アフォーダブルな利用者料金水準の設定には困難が伴うこと。
	(2) 新しい料金への対応についての考え方		
		1) バンドル料金等について 2) プライスフロア(下限価格)について	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿は、固定電話市場において 90%弱、FTTH 市場において 70%強のシェアを保有する等、依然として各市場において市場支配力を有しており、このような独占性を梃子にした NTT 東西殿によるプライススクイズ等の競争阻害行為を防止する必要性は、現在も変わることはありません。 ・ 従って、バンドルサービスに関する現行のルールを緩和

大項目	項目	具体的内容
		<p>する必要はなく、むしろ、市場支配的事業者による新たな形態のバンドルサービスを通じた競争阻害行為を防止することが必要です。まずは少なくとも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」のⅡ 第33(1)イ f の「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」の具体的事例の追加等の措置を図ることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、競争阻害行為を防止するための措置としては上記対応のみでは不十分であるため、加えて、市場支配的事業者によるバンドルサービスについて、利用者料金に関する届出・認可等の事前規制を適用すべきです。 ・ さらに、これらのバンドルサービスについて定期的な事後検証を行うことも不可欠であり、個々のサービス毎の収入・費用を把握可能とすべく電気通信事業会計規則に定める指定電気通信役務損益明細表を細分化する等会計制度を整備するとともに、利用者料金の適正性検証をその目的に追加すべくスタックテストガイドラインを改正する等の措置が必要と考えます。 ・ なお、水平的・垂直的市場統合が進展する中でも、現在求められているバンドル要素毎の料金区別の必要性は

大項目	項目		具体的内容
			<p>容易に失われるものではなく、引き続き区別を行うことが必要と考えます。</p>
		<p>3) 新しいビジネスモデルに対応した料金について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案 P40 において「指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該役務に係るポータルサイトを運営し、当該役務に係る市場における独占的地位を背景として、広告掲載により利益をあげた場合、これを原資として、自ら提供する別の競争的サービスに不当な競争を引き起こす料金を設定することも起こり得る」とあり、市場支配的な事業者が広告収入により電気通信サービスのコストを賄うことで、一般的なネットワークコストを大きく下回る利用者料金を設定するようなビジネスモデルを構築することは、公正競争環境確保の観点からも問題となる上、競争事業者がサービス提供に必要なコストを回収する機会を奪い、安定的・継続的なサービス提供を阻害する恐れがあります。 ・ 従って、市場支配的な事業者の料金設定については、当該ビジネスモデルによる料金設定が妥当か否かを検証する枠組みの構築が必要になるものと考えられ、報告書案 P40 にある「当該広告掲載サービスに係る収支を捕捉可能とする等の会計の側面からの見直し」を指定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して求めることが

大項目	項目		具体的内容
			<p>不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、報告書案 P38 にあるような「固定電話市場において、自社の携帯電話との無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするとのバンドルサービス」は、当該事業者が相互接続を行うどの事業者に対しても均一の接続料を適用し、差別的な取扱いを行っていない場合等においては問題ないものと考えます。 ・ そもそも利用者料金は、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不相当といったものでない限り、料金規制の課されている市場支配的な事業者を除き、事業者が自由に決定可能なものであり、こうした料金制度の枠組みは今後も維持されるべきです。 ・ 加えて、現行制度においては、仮に問題となる料金設定が行われている場合には、意見申出制度を活用する等の対応が可能であり、セーフガード措置も担保されている状況にあります。従って、問題提起されている事例について、一定期間監視を行ったり、動向を注視したりする等の追加措置は不要であり、報告書案 P40 における「ただし、本事例は、近時現出しているものであり、例えば一定

大項目	項目		具体的内容
			<p>期間これを監視すること等により、接続料の差の有無等を含めて個別に検討すべき事案であることから、引き続き動向を注視する必要がある。」という記述は削除すべきであると考えます。</p>
4. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から検討を行うべき事項について、まずは民間部門の取り組みに委ねることが適当とする方向性は望ましいものと考えます。 ・ ただし、不可欠性や市場支配力を有する事業者の提供するサービスについてまでも、完全に民間部門の取り組みに委ねることは望ましくなく、公正競争環境を確保するために、前述のような料金規制を適時適切に設定する必要があると考えます。 ・ なお、弊社共においてはお客様へ分かりやすい料金説明を行うべくこれまでも様々な取り組みを実施していますが、今後も引き続き関係者の意見等も踏まえつつ、更なる顧客満足度の向上に努めていく所存です。

以上